

日本のエステティック産業は、1960年代に、それまで美容業の中で美顔術として行われていたお顔の施術だけではなく、「全身の肌を健やかに美しく保ち、また体型を整えるなどの施術や指導を行うサロン」として、

日本社会全体の高度経済成長期と共に進化発展して参りました。

その頃の日本社会は、活気にあふれていた半面、強引な販売の「押し売り」や、路上での「キャッチセールス」、電話による「テレフォンアポイントメント」など、販売方法や契約に関する消費者被害が増え続けていたんです。

エステティック業界でも、強引な販売方法や契約問題の上に、エステティシャンは国家資格ではありませんので、未熟な技術者の施術による消費者の身体への被害も多かったんです。



そしてついに、1999年（平成11年）には、国民生活センターへの消費者相談件数が1万件を超え、2008年（平成20年）には1万5千件を超えてしまいました。そしてその多くは、販売方法や契約・解約、また未熟な技術に関する内容でした。

当時の社会全体の消費者被害の傾向から、消費者基本法が制定され、訪問販売法、消費者保護に関する法律が次々に制定されました。

エステティック業は、1999年（平成11年）に、国民生活センターへの消費者相談件数が1万件を超えたのと同じ年に、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律の【特定商取引法に関する法律】の中の、長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の対価の契約を行う取引として【特定継続的役務】に指定されました。

そこで、この消費者被害の状況を改善していくために、国の行政機関である経済産業省とエステティック業界の主たる団体とがエステティック業界の健全な発展を目指し、研究会を重ね、2003年（平成15年）経済産業省より、エステティックサロンのガイドラインとして「エステティック産業の適正に関する報告書」が発表されました。

当時のエステティック業界団体への入会率は、全事業者数の3割にも満たないと言われていたもので、経済産業省からはエステティック業界に対して、その未入会事業者へのコンプライアンスと技術者教育に関する情報の提供と指導が求められました。

そして優良サロンという認識については、エステティック業界内部の認識では、有名なサロンや地元の老舗サロンなどの明らかな優良店と、そこまでではなくても頑張ってるよね～と思っている普通のサロンと、元々悪質な一部の事業者という認識なんですが、消費者や社会全体から見ると、この普通のサロンと悪徳なサロンの違いがよく分からないんですね。

そこで、消費者が安心してエステティックを利用できるとの観点から、経済産業省の発表した内容に基づき、消費者の苦情・相談の9割を占める「契約・営業上の課題」及び「安全・衛生上の課題」の低減を目指して、経済産業省の発表の翌年、2004年（平成16年）に日本エステティック機構が設立され、2007年（平成19年）から、エステティックサロン認証制度がスター



ト致しました。

エステティックサロン認証基準は、大きく分けるとこの5つ、

1. サロンの運営管理体制について
 2. 集客・広告について
 3. 消費者相談窓口の設置について
 4. 契約の適正化について
 5. 確認及び改善について
- の、全部で48項目になります。

そして、この基準に対して、書類審査と現地審査を行い、審査委員会、認証判定委員会にて認証が認められると、「エステティックサロン認証」が付与されます。

この認証サロンマークが証明するものは、**消費者へ「安全で安心」なサロンであることの証明**になり、

『 当店は、経済産業省の報告に基づいた基準に適合した、安全・安心なサロンである「認証エステティックサロン」です。』

と、パンフレットや、広告物にも掲載することができるんです。

そうすると、消費者がサロンを選ぶ基準が、**【国の行政機関である経済産業省の発表した 基準に適合している優良店】**という基準で判断できるので、とても分かりやすくなるんです。

このように、サロン認証を取得するメリットは、

メリット1. お客様目線で**《優良サロン》**としてのイメージアップ！が図れる。

その他にも、

メリット2. 自分のサロンの**《コンプライアンス》**に自信をもって運営ができる。

メリット3. **《業務効率》**が高まり、無駄なコストの削減につながる。

メリット4. **《育成基準》**が明確になり、教える側、教えられる側の負担が減る。

メリット5. 店舗オーナー、クレジット会社、損害保険会社などからの**信用が大きくなる**。

メリット6. 日本エステティック機構はエステティック業界の健全な発展を目的とするNPO法人なので、**研修費用が低価格**です。



そして、サロン認証費用は、1サロンあたり、都度払いサロンの場合は、3年間で64,800円
都度払い以外の特定継続的役務契約を行っているサロンは、3年間で97,200円になります。

ということで、7分でわかる！《エステティックサロン認証制度》は、いかがでしたか？

メリットをもっと詳しく知りたい、活用例を具体的に知りたい！という方は、

引き続き、《エステティックサロン認証制度》動画で学ぼう！シリーズをご覧くださいね。

申請手続き、その他については、



エステティックサロン認証制度 《 動画で学ぼう！シリーズ 第1弾 》

【 ～ 7分でわかる！エステティックサロン認証 ～ 】

日本エステティック機構 電話番号 03-3230-8002 まで、お問い合わせください。